

毒物劇物販売業の登録を受けようとする方へ

1 販売業の種類

販売業の登録は、次の3種類に分かれています。

- (1) 一般販売業（全ての毒物劇物を対象とする販売業）
- (2) 農業用品目販売業（農業用品目として指定された毒物劇物を対象とする販売業）
- (3) 特定品目販売業（特定品目として指定された毒物劇物を対象とする販売業）

2 登録の要件

登録を受けようとする店舗において、

- (1) 毒物劇物の現物を取り扱う場合は、毒物劇物専用の貯蔵設備（鍵をかけることのできる堅固な設備）や毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第8条で規定される者）を設置する必要があります。
- (2) 現物を直接取り扱わず伝票操作のみで毒物劇物の販売を行う場合は、毒物劇物貯蔵設備と毒物劇物取扱責任者の設置は不要です。

3 登録申請に必要な書類

登録の要件	必要な書類
毒物劇物の現物を取り扱う場合	ア 登録申請書 イ 設備の概要図（※1） ウ 登記事項証明書（法人の場合）（※2） （発行後3か月以内のもの） エ 毒物劇物取扱責任者設置届 誓約書 雇用証明書 診断書（発行後1か月以内のもの） 資格を証する書面
毒物劇物の現物を取り扱わない場合	ア 登録申請書 イ 登記事項証明書（法人の場合）（※2） （発行後3か月以内のもの）

※1 店舗の平面図（寸法が正しく記載されたもの）及び貯蔵する設備の構造図（寸法が正しく記載されたもの）が必要となります。なお、店舗の平面図においては、貯蔵する設備の場所を、貯蔵する設備の構造図においては、鍵の位置を赤で記載し、かつ、毒物及び劇物取締法で規定する表示を行う場所を図中に示してください。

※2 事業目的に『毒物劇物を販売する旨』が記載されている必要があります。それがない場合には念書を提出していただくことがあります。

4 登録申請手数料

15,400円（令和8年10月1日から改定しました。）